

## 消費者問題の最前線

第11回 成年年齢引下げの際に残された課題と  
求めるべき消費者契約法のありかた

消費者問題特別委員会副委員長 高田 一宏 (67期)

2022年4月1日、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。

成年年齢の引下げと消費者教育については、本誌2019年8月号において当会の北原尚会員と私が共同で執筆しているので割愛させていただき、本稿では、この間の18歳、19歳の被害実態を踏まえ、今般の消費者契約法の改正が社会の要請に十分応えたものとは言い難く、今こそ包括的ないわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の新設をすべき点を述べる。

## 1 成年年齢引下げ後の18歳、19歳の被害実態

2023年5月31日、独立行政法人国民生活センターは、「18歳・19歳の消費者トラブルの状況—成年年齢引下げから1年—」と題する報告書を公表した。

表1 契約当事者が18歳・19歳の商品・役務等別相談件数〔上位20位〕

2022年度 (9,907件)			参考：2021年度 (8,536件)		
順位	商品・役務等	件数	順位	商品・役務等	件数
1	脱毛エステ	1,222	1	商品一般	554
2	商品一般	534	2	出会い系サイト・アプリ	443
3	出会い系サイト・アプリ	522	3	他の健康食品	355
4	他の内職・副業	371	4	脱毛剤	344
5	賃貸アパート	280	5	他の娯楽等情報配信サービス	317
6	他の健康食品	261	6	アダルト情報	298
7	医療サービス	240	7	電気	297
8	役務その他サービス	217	8	他の内職・副業	293
9	アダルト情報	210	9	賃貸アパート	251
10	脱毛剤	183	10	脱毛エステ	203

図表は、商品・役務等別相談件数（契約当事者18歳・19歳）のうち上位20位をまとめたものの一部である\*1。

美容・医療に関する相談や金銭を稼得することを謳

ったサービスに関する相談が増加しており、こと「脱毛エステ」については、特定事業者の倒産や返金遅延トラブルに関する相談等が多かったと報告されている。

すでに10代に限定した二重術を案内する美容クリニックが出現している等、今後18歳・19歳をターゲットにした商品戦略を打ってくる事業者はますます増えていくものと考えられる。

2 成年年齢引下げの課題に対する  
附帯決議

ところで、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、消費者被害が増加することについては従来懸念点とされてきた。

すなわち、民法の成年年齢引下げについての2009年10月の法制審議会は、「成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である。」との意見を法務大臣に答申している。

また改正にかかる審議過程においても、衆参の法務委員会において複数の国会議員から消費者被害の拡大が懸念される趣旨の答弁が繰り返しなされ、その結果、参議院において、下記内容の附帯決議が採択された。

\*1：出典：独立行政法人国民生活センター「18歳・19歳の消費者トラブルの状況—成年年齢引下げから1年—」  
[https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230531\\_1.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230531_1.pdf)

## ○附帯決議(2018年6月12日)の内容

1 成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備として、早急に以下の事項につき検討を行い、本法成立後2年以内に必要な措置を講ずること ① 知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけこみ型不当勧誘取消権)を創設すること(消費者契約法関連) ② 事業者の情報提供における考慮要素の追加(消費者契約法関連) ③ 連鎖販売取引・訪問販売の行政処分強化(特定商取引法関連) ④ 前各号に掲げるもののほか、若年者の消費者被害防止・救済に必要な法整備
2 特定商取引法、割賦販売法、貸金業法等による行政処分等の執行強化
3 若年者のマルチ商法等による消費者被害の拡大のおそれに伴う実態に即した対応についての検討及び必要な措置を講ずること
4 実践的な消費者教育の充実 小学校・中学校・高等学校・大学等、職場、地域での消費者教育の充実を図る
5 若年者の自立支援について必要な措置を講ずること
6 18歳、19歳の若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ること
7 社会的周知のための国民キャンペーンの実施を検討すること
8 施策の実効性を担保するため連絡会議のメンバー等は弁護士、教育関係者、消費生活相談員等を含む第三者の意見を十分に聴取すること
9 地方消費者行政に対する十分な予算措置を講ずること
10 施行日までに、上記の措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、随時公表すること

## 3 今こそ「つけ込み型不当勧誘取消権」の導入を

(1) 附帯決議を受け、成年年齢引下げに伴う弊害防止のための直裁的な施策は、まさにつけ込み型不当勧誘取消権を消費者契約法に新設することであった。この取消権は、もともと2018年の消費者契約法改正の際にも、衆参それぞれの消費者問題に関する特別委員会において附帯決議が採択されており、いわば二重の附帯決議を受けた消費者庁は、「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」を開催し、消費者被害実態の類型的整理、実効性・合理性を持った法規範の在り方等について、法制的・法技術的な観点から検討がなされた。この研究会では、2019年2月から9月まで全9回実施され、消費者団体、弁護士会、経済団体等の関係団代からヒアリングを行い、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の新設のみならず、消費者契約法9条1号における「平均的な損害の額」を法律上推定する規定等、消費者の立証負担の軽減及び不当条項の類型の追加等両院の附帯決議において指摘された内容について検討のうえ、報告書が取りまとめられた\*2。

(2) この報告書を踏まえ、実効性の確保や実務への影響の観点を考慮し、さらなる検討を要するとのことで、2019年12月から2021年9月までの間、消費者庁において、「消費者契約に関する検討会」が開催され、同月、報告書(以下「2021年報告書」という)\*3が取りまとめられた。

(3) 2021年報告書では、取消権に限ってみても、2018年改正で、いわゆる困惑類型として追加された6つの行為(現行消費者契約法4条3項5号ないし10号)について脱法的な行為にどのような対応をすべきかといった内容や消費者の心理状態や判断力不足に着目した取消権の新設についても踏み込んだ議論がなされ、これを踏まえた提案内容となっている。

しかし、2022年の消費者契約法改正(2023年6月1日施行)では、勧誘をすることを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘した場合(消費者契約法4条3項3号)や威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害した場合(同4号)、契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にした場合(同9号)について新たに困惑類型取消権が認められたものの、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の新設はもちろん、困惑類型の脱法防止規定や心理状態に着目した取消権、判断力不足に着目した取消権のいずれも盛り込まれていない。

事業者が知ることができたものに限り、消費者の知識・経験に加え、年齢・心身の状態も総合的に考慮した勧誘時の情報提供努力義務(同3条1項2号)や解除権行使についての情報提供努力義務(同3条1項4号)も導入されたが、いずれも努力義務であるし、包括的な民事ルールとしての役割を全うするためにも取消権を付与する形で議論を前進させるべきであった。参議院の附帯決議が与えた猶予はとっくに過ぎている。消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会での議論にも期待しつつ、今後18歳・19歳をターゲットにした商品戦略を打ってくる事業者とのイタチごっこを避けるためにも、今こそ包括的なつけ込み型不当勧誘取消権を消費者契約法に盛り込むべきである。

\*2 : [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/review\\_meeting\\_002/pdf/consumer\\_system\\_cms202\\_190912\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/review_meeting_002/pdf/consumer_system_cms202_190912_01.pdf)

\*3 : [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/meeting\\_materials/assets/consumer\\_system\\_cms101\\_210910\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/assets/consumer_system_cms101_210910_01.pdf)